

委員の任期及び再任について

第12回豊中市地域公共交通協議会において質問のありました委員の任期及び再任については、豊中市地域公共交通協議会規則第4条に定めるとおり、2年となります。(ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間)

○豊中市地域公共交通協議会規則

平成30年2月23日

規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和28年豊中市条例第38号)第2条の規定に基づき、豊中市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営その他協議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、豊中市公共交通改善計画の策定、評価その他の公共交通についての重要事項について調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員19人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 交通事業関係者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

3 前項第3号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第2項第3号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の理由があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会が必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に所属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会における審議状況及び結果を協議会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市基盤部交通政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年3月20日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に招集される協議会並びに会長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における協議会の招集及び会長が決定されるまでの協議会の議長は、市長が行う。

附 則 (令和2年1月16日規則第1号)

この規則は、令和2年3月20日から施行する。